

# 都道府県が裁定事務を行うことについて②

平成26年11月19日

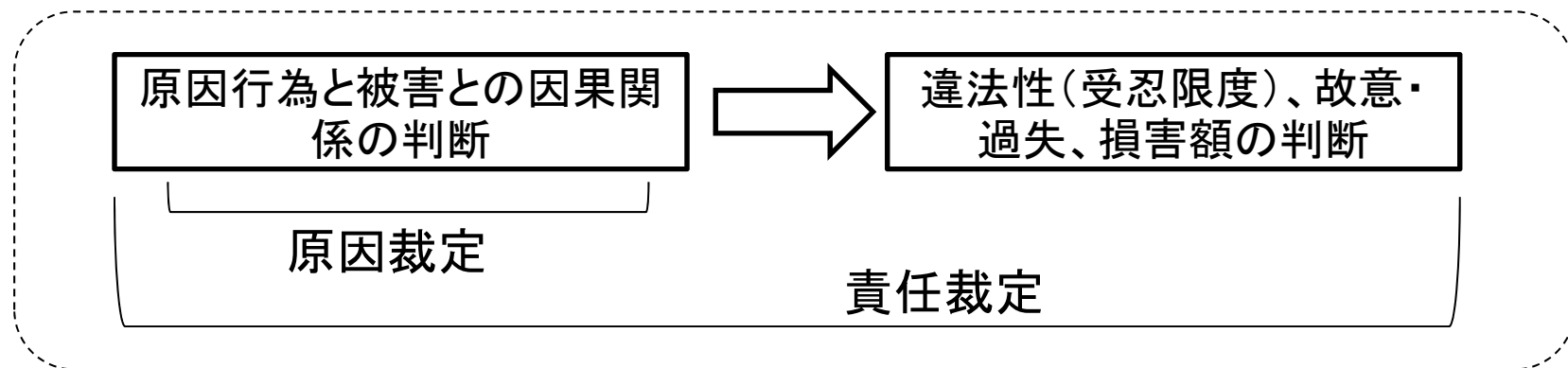
## (5) 管轄の在り方・移送ルール

### (5)－1 原因裁定の取扱い

#### 論点

都道府県が裁定を行うとした場合、原因裁定と責任裁定ともに行うこととして問題はないか。

- 責任裁定においては因果関係の判断に加えて損害賠償責任の有無及び賠償額についても判断を行うが、公害等調整委員会において、特段事務処理手続や処理期間に大きな違いが見られることはない。



## (5) 管轄の在り方・移送ルール

### (5)－2 公調委と都道府県の管轄の切り分け方

#### 論点

都道府県が裁定を行うとした場合、公調委と都道府県の管轄の切り分け方としてどのような方法が考えられるか。また、どのような方法が望ましいか。

#### ○ 調停に関する公害等調整委員会と都道府県の管轄

調停は基本的に都道府県公害審査会等の管轄であるが、重大事件、広域処理事件、県際事件は公害等調整委員会の管轄とされている。

重大事件：現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの。

広域処理事件：二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争であつて政令で定めるもの。

県際事件：事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争。

## ○ 重大事件、広域処理事件の具体的な定義

どのような事案が重大事件、広域処理事件に該当するかは政令において定められている。重大事件については公害類型、被害の重大性、被害額が考慮されている。また、広域処理事件については、公害類型、公害の発生源が考慮されている。

### 重大事件

- ・ 人の健康に係る被害に関する紛争であつて、大気の汚染又は水質の汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気しゅ若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの
- ・ 大気の汚染又は水質の汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であつて、申請に係る当該被害の総額が五億円以上であるもの

### 広域処理事件

- ・ 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争
- ・ 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

## ○ 地方裁判所／簡易裁判所における管轄

訴額により管轄が定められているほか、不動産に関する事件は地方裁判所の管轄とされている。

また、訴額が算定不能の場合は160万円とみなされ、地方裁判所の管轄とされている。

## ◎裁判所法

第33条 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）

二 略

2～3 略

第24条 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 第三十三条第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟（第三十一条の三第一項第二号の人事訴訟を除く。）及び第三十三条第一項第一号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審

二～四 略

## ◎民事訴訟費用等に関する法律

第4条 略

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3～7 略

## ○ 管轄の分け方の考え方

### 1 公害類型による管轄

典型7公害のうち、例えば、「騒音、振動、悪臭」については都道府県の管轄とし、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下」については公害等調整委員会の管轄とするといった分け方がありえる。

- ・ 平成25年度に公害等調整委員会に係属した裁定事件70件を上記の管轄の例にしたがい区分すると、「騒音、振動、悪臭」グループに属する事件が35件、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下」グループに属する事件が33件、両グループにまたがる事件が2件となっている。
- ・ 留意点  
上記の管轄の例において、騒音、振動、地盤沈下を主張する場合は公害等調整委員会と都道府県どちらの管轄と考えるべきか。また、申請者にとって複雑な制度となりはしないか。

## 2 訴額による管轄

地方裁判所／簡易裁判所における管轄と同様に、訴額により管轄を分ける方法があり得る。

- 平成20年度から平成25年度までに係属した責任裁定事件の件数を申請額別にみると次のとおりとなる。

申請額	件数
1億円以上	4
1,000万円以上1億円未満	32
500万円以上1,000万円未満	6
100万円以上500万円未満	24
100万円未満	11
計	77

- 上記表のうち訴額が500万円未満の責任裁定事件35件について公害類型をみると、「騒音(及び/又は)振動」が32件、「土壌汚染、地盤沈下」が1件、「大気汚染」が1件、「大気汚染、悪臭」が1件であった。

- 留意点

原因裁定事件は訴額により分けることができないため、裁判所における管轄と同様に訴額をみなして、すべて公調委の管轄とするかすべて都道府県の管轄とすることとなる。

原因裁定の手数料は一律3,300円であるが、仮に責任裁定において手数料が3,300円となるような訴額を計算すると約246万円となる。



### 3 被害の重大性や公害の発生源による管轄

調停における管轄と同様に、公害等調整委員会の管轄を健康被害の重大性や、航空機・新幹線が発生源の場合に限定する考え方があり得る。

#### 重大事件の定義(再掲)

- ・ 人の健康に係る被害に関する紛争であつて、大気の汚染又は水質の汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気しゅ若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの
- ・ 大気の汚染又は水質の汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であつて、申請に係る当該被害の総額が五億円以上であるもの

#### 留意点

調停における管轄と同一のものとした場合、ほとんどの事件は都道府県が担当することとなる(この場合公害等調整委員会は二審制における再審査が主な業務として想定される)。また、調停における管轄と異なるものとした場合、どのように重大性の線引きを行うか。

○ 上記の組合せによる管轄

都道府県の管轄の例として、調停における場合と同様に重大・広域処理事件の管轄を国とした上で、以下のような組合せが考えられる。

例4のような場合には、都道府県の管轄は比較的狭くなる。

(例1) 典型7公害すべてを対象とし、訴額による線引きも行わない

(例2) 典型7公害すべてを対象とし、訴額による線引きは行う

(例3) 騒音・振動・悪臭に限定して、訴額による線引きは行わない

(例4) 騒音・振動・悪臭に限定して、訴額による線引きも行う

▪ 留意点

都道府県の管轄の広さ／狭さに対応して、移送ルールの柔軟性も変わるものと想定される。

## (5) 管轄の在り方・移送ルール

### (5)－3 移送ルール

#### 論点

都道府県の管轄事件であっても、その性質等の観点から公調委に移送することが望ましい場合、どのようなルールにより移送すべきか。

#### ○ 公害紛争処理法における調停の引継ぎ

当事者の同意があり、かつ、公害等調整委員会との協議が調った場合、都道府県における事件を引き継ぐことができる。

また、公害等調整委員会から都道府県公害審査会等へと事件を引き継ぐことも同様に可能である。

#### ◎ 公害紛争処理法

第38条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、中央委員会と協議した上、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

2 略

3 前二項の規定は、中央委員会の調停に係る事件について準用する。(以下略)

○ 過去に公害等調整委員会が引継ぎを受けた例

- ・ スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年）

事案：スパイクタイヤの製造・販売の中止を求める調停事件

終結区分：調停成立

引継ぎの理由：スパイクタイヤの製造・販売停止という問題は全国的、広域的な見地から解決する必要があるため

- ・ 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件（平成24年）

事案：放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設に関する調停事件

終結区分：打切り

引継ぎの理由：今後、他の都道府県においても同様の事案が発生する可能性があり、全国的な見地から取り組む必要があるため

## ○ 地方裁判所／簡易裁判所における移送

民事訴訟法において、簡易裁判所は相当と認めるときは、申立て又は職権により、訴訟の移送ができるとされている(裁量移送)。

「相当と認めるとき」については、①当事者双方に異議がない場合、②事件が複雑で慎重に審理するのが適当な場合、③牽連事件が地方裁判所に係属していたか、または現在係属している場合などは、相当と認めてよい事例と考えられる。

【出典】秋山幹男、伊藤眞、加藤新太郎、高田裕成、福田剛久、山本和彦「コンメンタール民事訴訟法 I 第2版」(日本評論社)

## ◎民事訴訟法

第18条 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

## ◎民事訴訟規則

第8条 法第十七条(遅滞を避ける等のための移送)、第十八条(簡易裁判所の裁量移送)又は第二十条の二(特許権等に関する訴え等に係る訴訟の移送)の申立てがあったときは、裁判所は、相手方の意見を聴いて決定をするものとする。

2 裁判所は、職権により法第十七条、第十八条又は第二十条の二の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

○ 都道府県が裁定を行う場合の移送ルール

当事者の同意の有無にかかわらず都道府県が移送を行う場合として、例えば以下のようなケースが考えられる。

- 全国的な広がりを見せる事件
- 最新の科学的知見を必要とするもので、これまでの先例等では対応できない事件
- 都道府県が処理することに著しい困難がある事件

## ○ 考えられる論点

- 都道府県の管轄を狭く考えるのであれば、移送を広く認める必要性は薄いのではないか。例えば、現在の調停における引継ぎのように、当事者の同意があり、かつ、公害等調整委員会との協議が調った場合としてもよいのではないか。
- 都道府県の管轄を広く考えるのであれば、移送を広く認める方針が考えられる。この場合、公害等調整委員会との協議が調うことを前提とするか、調査能力や予算の不足を理由とする移送を広く認めるべきか、などの論点があり得る。
- 移送が頻繁に行われることとなった場合、当事者の利便性などの観点からは望ましくないのではないか。